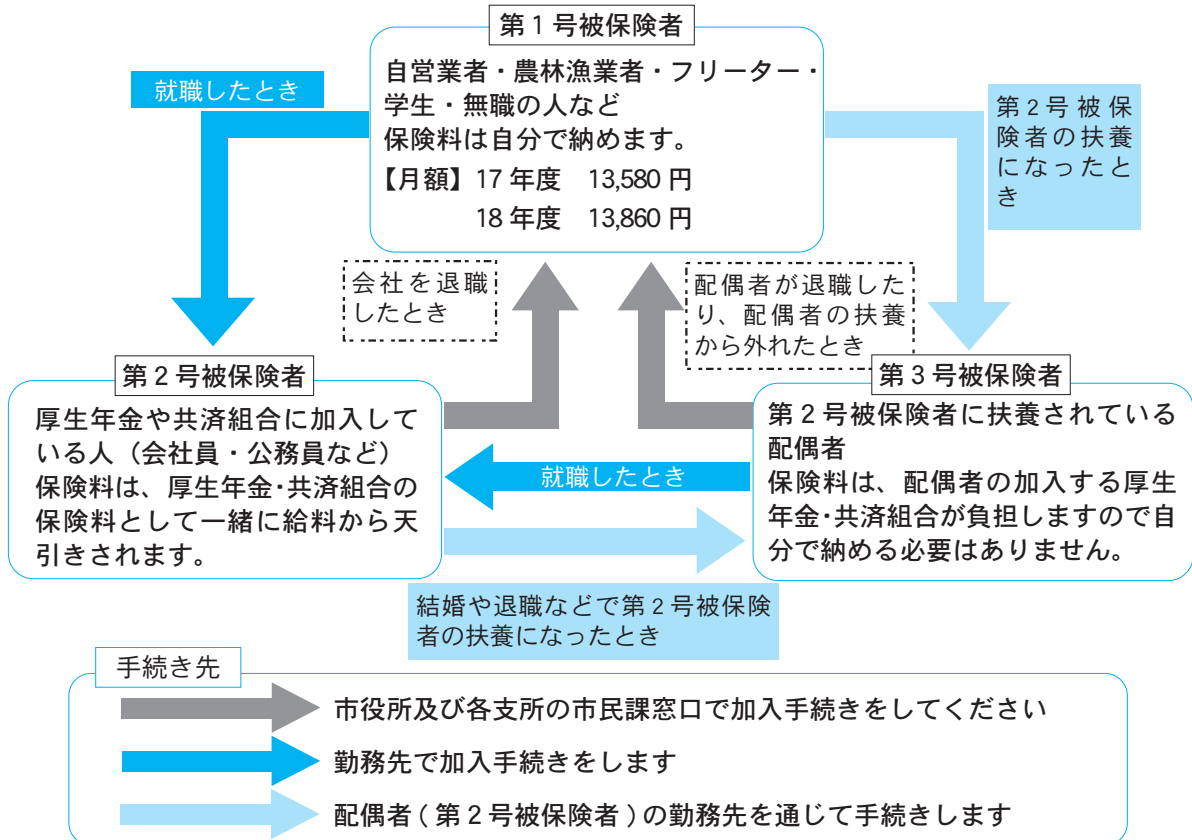


国民年金の加入手続きをお忘れなく！

公的年金制度には、国民年金・厚生年金保険・共済組合があり、日本国内に居住する20歳から60歳までの全ての人が、「国民年金」に加入し将来共通の「基礎年金」を受けることとなります。

つまり、サラリーマンやOL、公務員を対象とした、厚生年金保険・共済組合の年金制度に加入している人も、国民年金に加入していることとなります。

20歳になったとき、就職や退職、転職、結婚などの人生の節目には、年金制度の加入や種別の変更が必要となります。もし、手続きを忘れたままにしていると、受給できる年金の額が少なくなったり、受給ができなくなったりするなどの不利益が生じる場合がありますので、手続きを忘れずに行なってください。



■ 問い合わせ 豊岡社会保険事務所 TEL 0796 - 22 - 3196
 市民課 TEL 672 - 6120

国保一問一答

問 家族全員が国民健康保険（国保）に加入しています。4月から子供が就職して会社の健康保険に加入することになりました。健康保険の切替えは自動的にできるのですか。

国保脱退の手続きは必要ですか。

答 はい、必要です。世帯主の方（又は家族の方）の届出がないと国保脱退の手続きができません。

国保に加入している人が、就職などで会社の健康保険に加入することになったら、国保を脱退する手続きが必要です。

手続きに必要なものは加入した社会保険などの保険証、現在加入されている国民健康保険証、印鑑です。

また、社会保険に加入した日から国保の資格はなくなりますので通院しているお医者さんがありましたら、

「〇〇月〇〇日から社会保険にかわりました」と連絡してください。

国保脱退の届出が遅れると知らずに国民健康保険税と社会保険料を重複して支払ってしまうことがありますので忘れずに届け出をしましょう。

その他、学生で遠方に下宿するときは、学生用の保険証の手続きができます。

手続きに必要なもの…在学証明1通、国保の保険証、印鑑

申請書には、実際にすむ住所、学校の名称、学校の所在地の記入欄がありますので、確認のうえ手続きをしてください。

■ 問い合わせ 市民課 TEL 672 - 6120